

「公印省略」

2 糸子第402号
令和2年5月1日

認可保育所、認定こども園、小規模保育所
保護者の皆様

糸島市長 月形 祐二
(人権福祉部子ども課)

新型コロナウイルス感染症拡大予防のための保育所等の対応について（期間再延長）

日頃より子ども・子育て支援活動に対し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

先ごろ、ご家庭での保育（登園自粛）の要請期間について5月9日（土）まで延長する通知を差し上げたところです。

このたび、現在の市内全小中学校臨時休業期間がさらに延長されることになりました。その決定を受け、ご家庭での保育（登園自粛）の期間も同様に延長することといたします。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず厳しい状況ではございますが、お子様の健康と安全を守るため、保護者の皆様の家庭保育（登園自粛）へのご協力を、引き続きお願いいたします。

記

1 登園自粛期間の再延長について

令和2年5月11日（月）から5月31日（日）まで

- ・登園自粛期間は、今後の国や県の緊急事態宣言延長期間の正式決定等を踏まえて変更することがあります。

2 保育所等でお預かり対象となるご家庭について

- ・医療従事者、交通・金融・社会福祉等の社会の機能を維持するために就業の継続が必要な方

- ・ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方等、保育がどうしても必要な方

※他、保育がどうしても必要な場合は、園へご相談ください。

【問い合わせ先】糸島市人権福祉部 子ども課 保育・幼稚園係

TEL : 092-332-2074 FAX : 092-323-2344

MAIL : kodomo@city.itoshima.lg.jp